

主 な 改 正 事 項

改正後条項号	改正前条項号	改 正 事 項 の 概 要
第 2 編 9-1-9	第 2 編 9-1-9 9-1-10	酒類の販売業免許の免許年度を廃止した。 一般酒類小売業免許申請書の小売販売地域の取扱い及び審査順位を決定するための公開抽選を原則廃止し、販売業免許の区分が同一である申請書等を同一日に 2 以上受理した場合の審査順位を決定する公開抽選の取扱いを整備した。
9-1-13	9-1-14	法人成り等の取扱いにより新たに一般酒類小売業免許を付与した後 1 年以内についても、販売場の移転の取扱いを適用できることとした。 また、同免許で 1 年以内に移転許可を受けた販売場についても、法人成り等の取扱いを適用できることとした。
9-1-20	9-1-21	一般酒類小売業免許についても、標準処理期間の起算日を、原則として申請者等から申請書等の提出があった日の翌日とした。 なお、改正に当たっては、平成 19 年 8 月 31 日時点において、一般酒類小売業免許の申請書等の処理が終了していない場合は経過的な取扱いを定めた。
11-2-1 11-2-2	11-2-1 11-2-2	製造免許の条件の緩和又は解除の申出があった際の緩和又は解除が認められない要件について整備した。
11-2-3	11-2-3	「酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法の一部を改正する法律」が失効したことに伴い、緊急調整地域に係る取扱いを廃止した。
16-1-2	16-1-2	一般酒類小売業免許申請書の審査順位を決定するための公開抽選の取扱いを廃止することに伴い、同一小売販売地域以外への移転についての取扱いを廃止した。
30 の 2 - 1～3-8	30 の 2 - 1～3-8	重量による詰口を行う際に、実際の比重により課税数量算出することを原則とした。 なお、従前の取扱い（換算率によって算出する方法）についても引続き適用できることとした。
第 8 編第 3 章	第 8 編第 3 章	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号）の一部改正に伴い、所要の整備を図った。